

太田川治水対策に関する公開質問状 への回答

前回の質問状に対する御回答、確かに拝見しました。その後情報開示によって、平成 13 年に定められた「太田川水系河川整備基本方針」と、「太田川水系河川整備計画」の全文を入手し、治水部分を精査した結果、流域住民として看過出来ない問題点があることを知りました。また当方からの質問に全く、又は明確に答えられていない部分もありますのでそれも含めて再質問します。(なお上記計画については、新河川法で計画にあたって流域住民の参加がもとめられていますが、太田川水未来と太田川ダム研究会は 12 年 8 月 3 日付けで参加もしくは意見陳述を流域委員会に要求したにもかかわらず、全く無視され、公聴会の知らせも来なかった事を付記します)。

- 1 県土木部は太田川ダム事務所の広報等を通じて、1/50 の降雨による洪水に対処するためには河道改修だけでは不足で、太田川ダムの建設が最優先の課題であり、しかもダムさえできれば洪水が防げるかのような印象を流域住民に与えてきました。

しかし上記の「基本方針」をみると、洪水制御計画量全体に占める太田川ダムの比重は僅かに 6.7%です。90%を占める河道整備(目標流量 4,700m³/s)の方は現在 2,500m³/s(53%)迄しか進んでいないことが磐田市議会での質問で明らかにされました。また「河川整備計画」の目標は H32 年までに 3,200m³/s に過ぎません。つまり太田川ダムが仮に H21 年に完成しても、また H32 年になっても 1 / 50 の洪水に対する流域住民の安全は保障されないこととなります。

県も前回の回答で認められたように、現整備計画は 20 年期限の暫定的なものであります。新河川法の精神である「治水計画への住民意志の反映」のためには、県は以上の現実をもっと率直且つ正確に住民に周知させるべきではありませんか。

回答)河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の整備についての基本となるべき方針に関する事項(河川整備基本方針)を定め、この基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施する区間について、当該河川の整備に関する計画(河川整備計画)を定めておかなければならないこととなっております。

平成 13 年度に策定された、1/50 の河川整備を目標とする太田川水系河川整備基本方針と、この基本方針に沿って将来の目標の 1/50 の河川整備のうち、20 年間で概ね 1/10 相当の治水安全度を確保する太田川水系河川整備計画については各々冊子を作成し、一般の方が閲覧できるように県庁内の県民サービスセンターと河川企画室、袋井土木事務所、中遠総合庁舎、流域市町村役場に設置しているほか、静岡県土木部のホームページ(川と砂防の情報)にも掲載しております。

また、これらの内容をわかりやすくまとめたパンフレットを作成して広報に努めています。

なお、冒頭の平成 12 年 8 月 3 日付けで流域委員会の委員長に送付された申し入れの手紙に対しては回答されており、また、河川整備計画案について意見をいただくための公聴会である太田川水系河川整備計画意見交換会の開催についても、袋井市など流域 9 市町村の広報紙に事前に公聴会のお知らせを掲載するとともに、市町村役場窓口で公聴会の開催チラシを置くなど広報に努めました。公聴会は掛川市、袋井市、磐田市、森町の 4 箇所で開催され、120 名の方々の参加がありました。(別添資料 - 1)

- 2 太田川水系河川整備基本方針は、只々太田川ダムを建設することを正当化するために、過大な計画降雨量とそれに基づく過大な基本高水流量を設定した、方針の実現を真剣に考えていない扮飾文書ではありませんか？

我々が上記の疑問を抱くに至った理由は 2 つあります。

- (1) 基本高水流量 5,200m³/s に対応するために河道整備によって豊浜基準点の計画高水流量を 4,700m³/s とし、不足する 500m³/s をダムによって制御するとありますが、太田川ダムによる洪水調整量は 350m³/s に過ぎません。残り 150m³ は計画すら存在しない『三倉川ダム』によるとされますが、県はいつ、どれだけで費用で三倉川のどこに治水ダムが建設可能と考えているのですか。前回の回答ではこの点に全く触れようとしていませんので再度質問致します。

回答) 長期的かつ基本的な事項を定める太田川水系河川整備基本方針では、概ね 50 年に 1 回程度発生すると想定される洪水を対象として、基準地点豊浜における基本高水のピーク流量を 5,200m³/s とし、そのうち 500m³/s をダム等の洪水調節施設によって調節することを定めています。ここで、500m³/s の洪水調節は、太田川ダムを含む洪水調節施設で行うこととしています。

一方、太田川水系河川整備基本方針に沿って中期的かつ具体的な事項を定める太田川水系河川整備計画では、計画対象期間である(平成 13 年 12 月以降の)概ね 20 年間において、概ね 10 年に 1 回程度発生する洪水に対して被害を生じさせないことを目標として、河道改修により流下能力を増大させるとともに太田川ダム建設により洪水ピーク流量を低減させることを定めています。

太田川ダム以外の洪水調節施設については、現在の河川整備計画終了後の次期河川整備計画策定時において検討することとなります。

- (2) 基本方針の - 8 - に示された計画高水流量図によると、原野谷川の袋井地点の計画高水流量が 1,800、本流の新貝地点でのそれが 2,300 となっています。ところが合流点下流の豊浜基準点の流量は合計の 4,100 ではなく、4,700 と書かれています、当然豊浜と袋井地点又は新貝地点との間に 600m³/s だけの水が流入する水路がなければ整合性がありません。

ところが整備計画の方にはそのような水路は全くなく、新貝地点と袋井地点の流量の合計 1,500+1,700 は、豊浜基準点の流量 3,200 と完全に一致します。

11月4日の静岡県議会決算特別委員会の席上で松谷清委員からこの不整合を質問された際、土木部は『袋井地点はもっと上流にあり、その下流に蟹田川と字刈川があってそこから600の流量が流れ込みます』と回答しました。現実にはこの二つの川は「整備計画」-23-、図-3.0にある通り、袋井地点より上流にあります！

(a) これは明らかな虚偽答弁で、この流量600は架空の数字としか考えられません。豊浜地点の計画高水流量が4,100で良いなら、調整量わずか350m³/sの太田川ダムは建設の必要がないと考えますが如何でしょうか。

(b) このような明白な虚偽の説明を土木部が議会に対して行ったことは、無理矢理不要のダムを造る目的で過大な基本高水流量を設定したため、合流点上流の河道整備の必要性、現実的な可能性との間に取り繕い様のない破綻が生じたと考えますが如何ですか？

回答) 原野谷川の袋井地点は太田川水系河川整備基本方針に明記しているとおり、太田川合流点から5.5kmの地点です。太田川水系河川整備計画の当該地点における計画高水流量は1,200m³/sであり、下流で合流する宇刈川、蟹田川等の流域からの流入量を加えて、太田川合流前では計画高水流量が1,500m³/sとなります。

なお、太田川水系河川整備計画の計画高水流量配分図に、袋井地点が太田川合流付近に誤記されていたので訂正しました。(別添資料-2)

(c) 県土木部自体も、豊浜地点での計画高水流量は整備計画にある3200でよく、それ以上の河道整備はやる必要がないと考えてはおられませんか。それならダムは不要です。真剣に1/50の降雨量に対応することを考えているのなら、何時までにそれを実現する決意があるのか、流域住民に明らかにして下さい。

回答) 太田川水系河川整備基本方針による1/50の河川整備には長い年月が必要です。このため、当面の整備として太田川水系河川整備計画では、概ね1/10相当の治水安全度を確保するために下流から行う段階的な河道整備と太田川ダムを実施します。今回の河川整備計画終了後も次期河川整備計画を継続して実施し、段階的整備により、徐々に治水安全度を高めていきます。そして最終的に太田川水系河川整備基本方針による1/50の河川整備を完了させます。

(d) 上記の虚偽の答弁について、土木部は当然県議会に対して陳謝し、誰にも納得できる再説明をされるべきと考えますが如何がですか。

回答) 11月4日の静岡県議会決算特別委員会での答弁は、質問2(2)の(a)(b)でお答えしているとおり適切なものと考えております。

3 全国水源問題連絡会議の専門家は計画降雨量 355.1mmは過大であることを指摘しています。これに対して県土木部は、先の回答で、誤差検定基準(SLSC)0.03 以下という条件を充たす確率分布関数がいくつもあるにも拘わらず、それらを用いると指摘の通り計画降雨量は 318 mmとなり、豊浜基準点の基本高水流量が河道整備だけで達成できる 4700 以下になってダム建設の根拠がなくなるため、検定基準を、適合する関数のない場合にだけやむなく用いる「0.04 以下」に拡大し 355.1 をこえる関数があったので県の主張は検証されたと主張しています。このような恣意的な拡張を行うことが科学的に正しいとお考えですか。

回答) 確率分布モデルの適合度を客観的(定量的)に評価する方法の一つとして、標準最小二乗規準(SLSC)があります。SLSCの値は標本数に依存することがわかっており、標本数が40程度の場合には、SLSC 0.04を一つの規準として考えるのが妥当と考えます。

4 ところで太田川の場合、1/50の確率で発生すると考えられる降雨によって発生する洪水は、何年に一度の確率で発生する洪水ですか、御教示ください。

回答) 太田川では、確率的に概ね50年に1回発生すると想定される降雨により発生する洪水を対象としています。しかしながら確率ですので、1/50確率の降雨が去年降ったから今年以降は降らないということではありません。(別添資料-3)